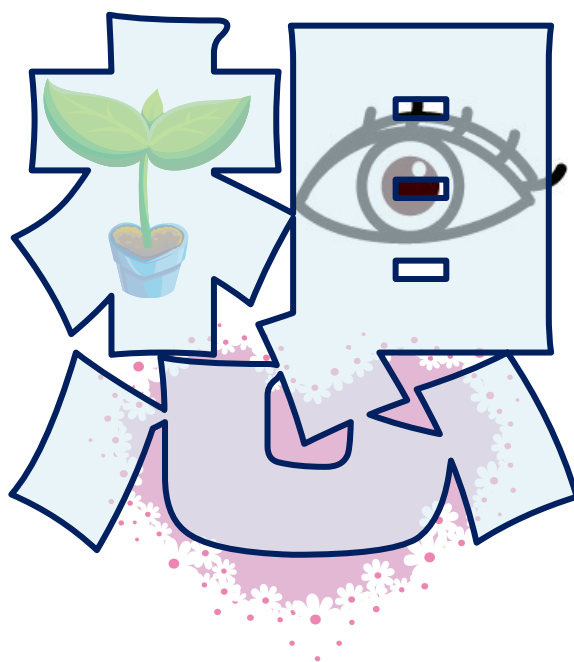


協働事業等提案を募集しています！

平成23年度

協働事業等提案募集要領



あなたの想いをみんなの想いに

募集期間：平成23年4月15日（金）～5月16日（月）
提案方法：5月16日（月）までに、協働事業等提案申請書類を直接（土・日曜日、祝日を除く）市民活動課へ。

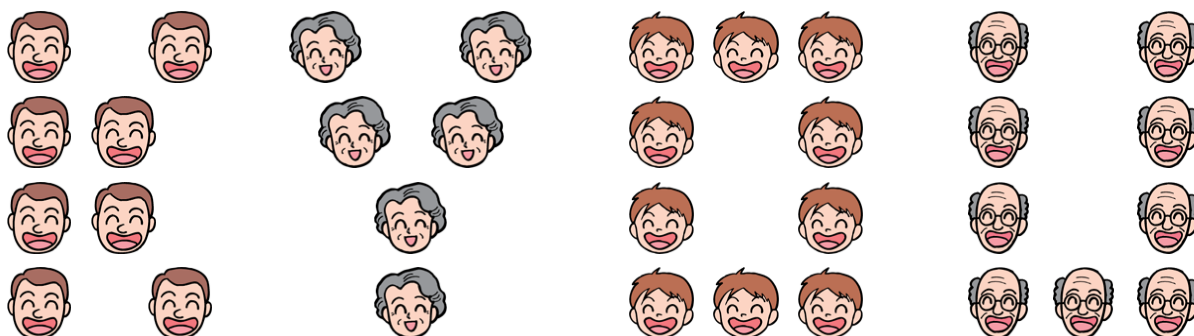
目次

1. 協働事業等提案制度とは	・・・ 1
2. 協働事業等提案制度のしくみ	・・・ 2
3. 提出書類	・・・ 3
4. 対象となる提案	・・・ 3
5. 提案者の要件	・・・ 4
6. 協働事業等提案のイメージ	
・ 市民提案型協働事業提案のイメージ	・・・ 5
・ 新しい公共の創造に関する市の施策や計画等 に関する意見提案のイメージ	・・・ 6
7. 行政提案型協働事業企画書	・・・ 9
8. 行政提案応募型協働事業企画書	・・・ 10
9. 協働事業等提案制度の流れと役割	・・・ 14
10. 協働事業等提案内容の検討	・・・ 16
11. 協働事業等提案発表会	・・・ 16
12. 調整期間	・・・ 17
13. 協働事業等提案意見交換会	・・・ 17
14. 検討のポイント	・・・ 18
15. 検討結果のお知らせ	・・・ 18
16. 事業期間	・・・ 19
17. 協定書の締結	・・・ 19
18. 協働事業の実施	・・・ 19
19. 協働事業報告会	・・・ 20
20. 協働事業等提案 Q&A	・・・ 20
(記録) 平成22年度の公開の様子	・・・ 21
21. 協働事業等提案申請書類 (記入例)	
・ 市民提案型協働事業提案書 (様式第1号の1)	・・・ 22
・ 協働事業収支予算書 (様式第1号の2)	・・・ 23
・ 行政提案型協働事業提案書 (様式第2号の1)	・・・ 24
・ 協働事業収支予算書 (様式第2号の2)	・・・ 25
・ 行政提案応募型協働事業提案書 (様式第3号)	・・・ 26
・ 新しい公共の創造に関する市の施策や計画等 に関する意見提案書 (様式第4号)	・・・ 27
(資料) 参考様式	・・・ 28
22. 現在、動いている協働事業一覧	・・・ 30
『大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例』	・・・ 32

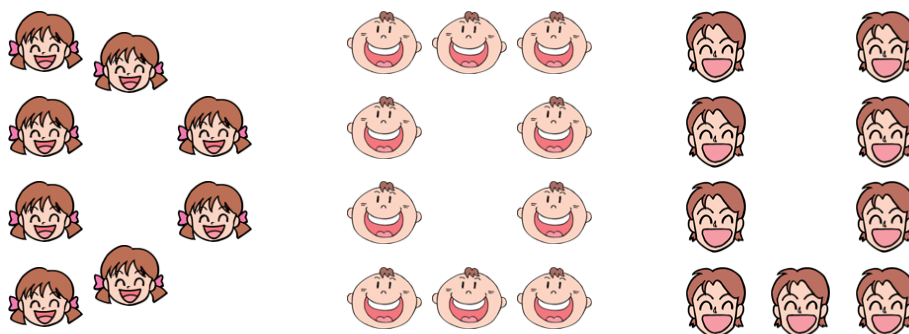
☆この要領は、「大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例」第 14 条の規定に基づき、協働事業等提案の募集に関する必要な事項を定めています。

1. 協働事業等提案制度とは

- 「大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例」（以下、「条例」と言います。）に基づく提案制度のことです。
- “新しい公共”とは、行政だけに公共をゆだねるのではなく、市民、市民団体、事業者、行政のみんなで知恵やチカラを出し合いながら、地域社会の現場から公共的課題を発見し、共有し、解決していこう、という考え方です。
- この“新しい公共”を創造していくための手段のひとつとしてあるのが『協働事業等提案制度』です。
- 市民、市民団体、事業者及び行政という異なる主体が、共通の課題解決に向けて、お互いの提案に基づき取り組むことで、より多様な価値観、地域の住民ニーズに対応した公共サービスを提供することが可能となります。



KYOULDYOU



2. 協働事業等提案制度のしくみ

○協働事業等提案制度には、4種類の提案方法があります。

協働事業提案

協働事業提案とは、市民等、事業者及び市は、相互理解を深めながら、対等な関係で協力・連携し、新しい公共の創造に貢献する、という「協働の原則」に基づき、市民等が協働事業の提案を行うものです。

①市民提案型協働事業提案

市民等が、自由に公共的課題を設定し、その課題の解決にあたり、市と協働することで、効果的な解決が期待できる事業の提案を言います。

②行政提案型協働事業提案

市が課題を設定し、その課題の解決にあたり、市民等と市との協働により効果的な解決が期待できる事業の提案を言います。

③行政提案応募型協働事業提案

市が課題とその解決策の事業案を提示し、その事業案に対する市民等からの参画提案を言います。

市の施策や計画等への提案

④新しい公共の創造に関する市の施策や計画等に関する意見提案

協働事業等提案制度や新しい公共を創造する市民活動基金など、新しい公共の創造に関する、市の施策や計画等に市民意見を反映させる提案を言います。

3. 提出書類

○5月16日（月）の午後5時15分まで（厳守）に、次の書類を提出していただきます。

（1）市民提案型協働事業提案

- ①市民提案型協働事業提案書（様式第1号の1）
- ②協働事業収支予算書（様式第1号の2）

（2）行政提案型協働事業提案⇒市の課題は9ページへ

- ①行政提案型協働事業提案書（様式第2号の1）
- ②協働事業収支予算書（様式第2号の2）

（3）行政提案応募型協働事業提案⇒市の課題及び事業案は10ページへ

- ①行政提案応募型協働事業提案書（様式第3号）

（4）新しい公共の創造に関する市の施策や計画等に関する意見提案

- ①新しい公共の創造に関する市の施策や計画等に関する意見提案書（様式第4号）

※提案に必要な様式は、市民活動課窓口または市のホームページからダウンロードできます。

URL：<http://www.city.yamato.lg.jp/web/katudo/jigyou.html>

4. 対象となる提案

○対象となる提案は、新しい公共の創造に関する市の施策や計画等に関する意見、又は、提案者と市が行う協働事業であり、次の条件をすべて満たしていることとなります。

- ① 新しい公共に参加する意思のある活動
- ② 多様な価値観を認めあう活動
- ③ 営利を目的としない活動
- ④ 宗教及び政治に関する活動を主たる目的としていない活動
- ⑤ 選挙に関する活動を目的としていない活動

5. 提案者の要件

- 新しい公共の創造に参加する意思のあることが基本となります。
 - 地域で起きている問題を市と力を合わせて、自分たちが主役となって解決していきたい！現在行われている市の事業をより良いものにしたい！このような熱い思いがあることも大切な要件となります。
 - 提案された事業に対して、積極的に関わっていただくこととなります。
 - 大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例施行規則に基づき、市長への登録が必要となります。
- ※登録に必要な様式は、市民活動課窓口または市のホームページからダウンロードできます。

《団体登録の条件》

- ① 条例第2条第2号に規定する市民活動を行う団体であること。
- ② 代表者を含め3名以上の役員を有すること。
- ③ 大和市内で活動していること又は活動する予定があること。
- ④ 規約、会則等を有すること。
- ⑤ 予算及び決算を示すことができること。
- ⑥ 原則として、1年以上継続して活動していること。※

《個人登録の条件》

- ① 条例第2条第2号に規定する市民活動を行う個人であること。
- ② 大和市内で活動していること又は活動する予定があること。
- ③ 原則として、1年以上継続して活動していること。※

※登録の条件にある、「原則として、1年以上継続して活動していること。」には、提案内容に関する活動以外の活動も含まれます。また、この条件は、活動状況を把握することを目的としており、提案事業自体の活動実績がないものを排除するものではありません。協働事業を提案することをきっかけに活動を始めることもできます。

- 提案者は、提案発表会や意見交換会に参加し、提案内容等の説明を行うとともに、事業内容の充実に向けて、積極的に情報交換を行なうこととなります。

6. 協働事業等提案のイメージ

① 市民提案型協働事業提案のイメージ



協働事業提案制度 (市民提案型)

おもちゃ病院事業

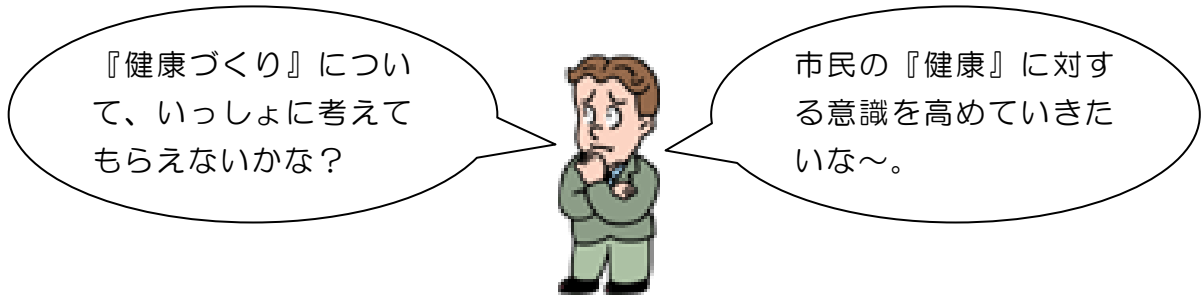
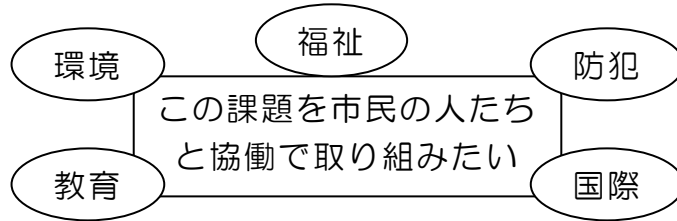
協働事業者の役割

- おもちゃ病院の開設と運営
- おもちゃドクターの養成
- ものを大切にする意識啓発

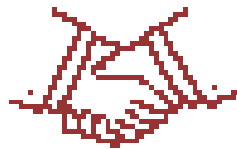
市の役割

- 市ホームページへの掲載等、広報
- 市の施設の提供
- 事業に係る経費の一部負担

②行政提案型協働事業提案のイメージ



協働事業提案制度
(行政提案型)



『健康づくりいきいき事業』

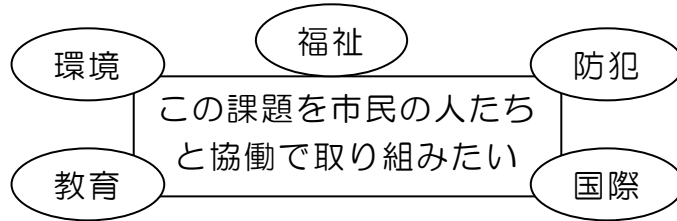
市の役割

- 市の施設の提供
- 健康づくりに関する情報提供
- 市ホームページへの掲載等、広報
- 事業に係る経費の一部負担

協働事業者の役割

- 『健康づくり』普及・啓発
- 健康づくり体操の考案
- 健康づくり体操の講師・スタッフ
- 健康づくりイベントの企画

③行政提案応募型協働事業提案のイメージ



花壇づくりに必要な物品は市で用意します。



花壇づくりを通して、市民の皆さんと協働で市有地の有効活用を図りたいな。

花が咲いていると心が和むよ。次はどんな花を植えようかな。



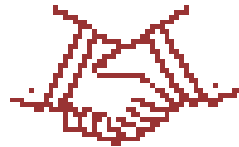
ごみが散乱しているのはイヤだわ。防犯上も不安だし。



私たちの身近にある空き地を、私たちの手で美しくしたいな！



協働事業提案制度 (行政提案応募型)



市有地有効活用“花満開”事業

市の役割

- 市有地の提供
- 用具及び花の種子や苗の提供
- 市ホームページへの掲載等、広報
- 関係機関との連絡調整

協働事業者の役割

- 市有地での花壇づくり
- 花壇の維持管理

新しい公共の創造に関する市の施策や計画等に関する意見提案

のイメージ

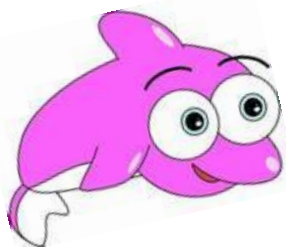
例えば

- 協働事業等提案制度に対する意見提案
- 市民事業・協働事業に対する意見提案
- 新しい公共を創造する市民活動推進基金に対する意見提案
- 市民活動推進補助金制度に対する意見提案

などが考えられます。



いっちょやってみい〜るか!



どんな想いを持っているか。

7. 行政提案型協働事業企画書

担当部署	市民活動課 協働・ボランティア・県人会・市民活動支援担当 電話（２６０）５１０３
1. 課題（テーマ）	・協働の拠点（大和市民活動センター）の管理運営を通して、市民活動の推進と社会資源の充実を図ること
2. 課題の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協働の拠点としての大和市民活動センターは開館して6年が経過し、来館者、利用者も着実に増加してきています。 ・ しかしながら、協働の拠点として、さらなる市民活動の推進や社会資源の充実が求められています。 ・ そのニーズに responding していくためには、以下のような取り組みが必要であると考えています。 <ul style="list-style-type: none"> ① 市民活動に関する交流と共育の推進 ② 市民活動に関する情報の収集及び提供 ③ 社会資源の創出及び発信 ④ 市民活動及び協働事業に関する相談や研修 ⑤ 市民活動促進のための施設及び設備の提供 <p>これらの取り組みを積極的かつ具体的に実施できる事業者からの協働事業提案をいただきたいと思います。</p>
3. 協働により期待される効果	・ 市民の視点や市民活動団体の特性を活かした協働の拠点（大和市民活動センター）の管理運営が行われることで、市民活動の推進と社会資源の充実が期待できる。
4. 事業の期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日
5. 事業に要する経費	600万円程度（年間） ※平成24年度予算については、平成24年3月議会での予算案の議決が必要となります。
6. 協働事業者の条件	・ 大和市民活動センターの維持管理及び協働の拠点としての役割を果たすことができる法人その他の団体で、市民活動支援を目的に設置された市民活動センター等の管理運営実績が1年以上あること。
7. その他	

8. 行政提案応募型協働事業企画書

担当部署	健康福祉総務課 地域福祉担当 電話（260）5604
1. 事業名	ふくしの手 全員集合
2. 現状の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・昨今は、少子高齢化に加えて、核家族化、共働き世帯の増加、晩婚化、非婚化等による一人暮らしの増加といった家族のあり方の変化などにより、これまで社会を支えてきた、家族の助け合いや企業の支え合いの継続が難しい状況になっています。また、地域の中で、お互いに支え合う、助け合うというような関係も希薄化してきています。 こうした現状における地域課題として、次のようなものがあります。 【参考：地域福祉計画 地域福祉の課題から抜粋】 ●顔の見える関係づくり <ul style="list-style-type: none"> ・「孤立」を生まない地域づくりが必要。 ・地域の中で、見守りの意識を醸成し、必要に応じて専門機関につなげることができる、早期発見、早期対応のできる関係が必要 ・生活上のちょっとした困りごとを助け合える関係や仕組みづくりが必要 ・普段の生活の中で、声をかけ合える、顔の見える関係づくりが必要 ●いざというときの助け合いの仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> ・市民だけでは対応できない生活課題を受けとめ、必要な機関につなげる仕組み（ネットワーク）づくりが必要 ・その人の生活全体を捉えた相談体制の構築（総合相談）が必要 ・生きづらさを抱える人にかかわることのできる地域づくりが必要 ・災害時に備えた支え合い・助け合いの仕組みづくりが必要
3. 事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における課題の共有及び解決への取り組みを通じて、地域福祉を担う人材との顔の見える関係を構築し、これをネットワークすることをもって、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

4. 事業案の概要

●変わらぬ想い（第2期提案時の問題意識）

- ・ 市民一人ひとりには、経験・知識・資金・場所・ネットワークなど大きなチカラと自己実現への想いを有し、そのチカラと想いを発揮する場所ときっかけを求めています。そして、これらのチカラと想いをもった人と人を「つなぐ」ことが、共に助け合える・支え合える・顔の見える関係を具体的に創造するための鍵となると考えます。

●これまでの経過

- ・ 「ふくしの手全員集合」は、第1期：平成18年度～20年度、第2期：平成21年度～平成23年度と、現在第2期の最終年度を迎えようとしています。
- ・ 第1期の試行錯誤を経て、第2期の具体的な活動の積み重ねにより、今、地域の世話焼きさんとの出会いや茶OH!といった具体的なネットワーク形成の手ごたえをつかみ始めています。また、介護予防サポーターと連携など、協働事業者の敬愛会を中心として、市内各地域の地域包括支援センターとの連携のきっかけも生まれてきました。

●地域福祉計画の実践

- ・ 地域福祉計画には、協働事業「ふくしの手全員集合」のこれまでの実績を反映し「①民生委員・児童委員、自治会や地域の世話焼きさんと連携したご近所との関係づくり」や「②市社協、地区社協、民生委員・児童委員、自治会、NPO等や地域の世話焼きさんと連携した助け合いのネットワークづくり」を明記しています。
- ・ 困ったことを助け合える助け合いネットワークは、日常生活を通じて顔の見える関係を築きやすい「ご近所」や「自治会」という地域で、活動を積み重ねていくことで、より具体的に築いていくことができます。
- ・ これまでの経過を踏まえ、同計画に定めたご近所との関係づくりや助け合いのネットワークをつくっていくためには、ふくしの手が実践してきた、「茶OH!」や「世話焼きさんとの交流」をこれからも積み重ねていく必要があります。

【今後の課題】

①世話焼きさんたちとの助け合いネットワークの構築

- ★助け合いハンドブックの作成
- ★世話焼きさん交流会の展開

②ご近所の顔の見える関係づくり 茶OH!の展開

- ★茶OH!のまとめと市内各地への展開
- ★各地域の地域包括支援センターとの連携、介護予防サポ-

	<p>々との連携</p> <p>●実施スケジュール 1年目（平成24年度） ：継続的な実践、茶OH!市内10か所 2年目（平成25年度） ：市内各地に展開、新たな包括との連携 3年目（平成26年度） ：市内各地に展開、新たな包括との連携</p>
5. 想定される 役割分担	<p>【市】 企画、広報、実践、関係機関連携</p>
	<p>【協働事業者】（事業を行う上での協働事業者の役割） 企画・実践協力、知恵、経験、団体のメンバー等からご近所への働きかけ、ネットワークによるふくしの手の展開</p>
6. 協働により期待される効果	<p>・地域に密着した活動を通じて地域とのつながりを有している協働事業者だから持ちえる地域の「人材」と「ネットワーク」があります。こうした「人材」と「ネットワーク」を得ることで、本事業がより具体的に市内に展開していくことができます。</p>
7. 事業の期間	<p>平成24年4月1日～平成27年3月31日まで</p>
8. 事業に要する経費	<p>講師等への謝礼</p>
9. 協働事業者の条件	<p>地域に密着した活動を行っている個人又は団体</p>
10. その他	<p>事業の内容等は協働事業者と協議して具体化を図ります。</p>

担当部署	文化振興課 文化振興担当 電話（２６０）５２２２
１．事業名	文化創造担い手育成事業
２．現状の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・第８次総合計画では、基本目標６「豊かな心を育むまち」の中で、「大和の文化を守り育てる」ことを掲げている。 また、平成２１年に制定した大和市文化芸術振興条例においても、その基本理念の一つとして、「未来に向け新たな文化芸術を創造する」ことを掲げている。 本市の文化芸術を将来にわたり発展させていくためには、アーティストや文化芸術活動の指導者など、文化芸術を支える優秀な人材を市内に増やしていく方策が必要である。
３．事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・アーティストを目指す若い世代の作品発表の機会を支援することにより、新たな担い手の発掘、育成に繋げ、多くの市民の「文化創造」に対する意識を高めることを目的とする。
４．事業案の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・「ＹＡＭＡＴＯ イラストデザインコンペ」の運営協力 ・入賞作品展示会等の運営協力
５．想定される役割分担	<p>【市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント会場の確保 ・市広報およびホームページへの掲載 ・関係機関との連絡調整 ・事業に係る経費の負担 <p>【協働事業者】（事業を行う上での協働事業者の役割）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ＹＡＭＡＴＯ イラストデザインコンペ」の運営協力 ・入賞作品展示会等の運営協力
６．協働により期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術の振興、普及に対する意識が高く、コンペ事業の実績のある市民活動団体と協働することで、より分かりやすく、インパクトのある広報ＰＲや意識啓発が期待できる。
７．事業の期間	平成２４年４月１日～平成２７年３月３１日まで
８．事業に要する経費	１０万円程度（予定）
９．協働事業者の条件	コンペ事業の実績があり、市内を主な活動拠点とする市民活動団体
１０．その他	

9. 協働事業等提案制度の流れと役割

○平成23年度の協働事業等提案制度は、次のような流れで実施する予定です。





10. 協働事業等提案内容の検討

○協働推進庁内検討会議による検討

▽新しい公共の創造に関する市の施策や計画等に関する意見提案及び協働事業提案について、提案の要件を満たしているか、提出書類が整っているかなどについて関係課長で組織される協働推進庁内検討会議で確認を行います。

▽協働推進会議からの答申を受けて、協働事業としての決定について協働推進庁内検討会議で検討を行います。

○大和市協働推進会議による調査審議

▽市からの諮問を受け、協働事業提案についての調査審議を行い、協働事業提案に対する意見を付して答申を行います。

○市では、協働事業等提案内容の検討にあたり、広く市民の意見を聴くために提案発表会や意見交換会を開催します。

11. 協働事業等提案発表会

○平成23年6月12日（日） 午後1時～（予定）

勤労福祉会館 3階ホール

○協働事業等提案発表会は、提案者の熱い想いを感じるとともに、学びの場、発見の場、確認の場であり、ともに成長するための『共育（ともい）の場』となります。

○発表の方法は、原則自由です。

それぞれの想いが伝わりやすい方法でお願いをします。

ただし、発表時間は全体進行の都合により、**1提案者5分以内（予定）**とさせていただきます。

発表方法についてのご相談は市民活動課でお受けします。

○提案者は必ずこの発表会に参加をしていただきます。

12. 調整期間

- 協働事業等提案発表会から協働事業等提案意見交換会までの間に、必要に応じて、提案者、担当課、市民活動課の3者で協働事業等提案内容の調整を行います。

13. 協働事業等提案意見交換会

- 平成23年7月10日（日） 午後1時～（予定）
勤労福祉会館 3階ホール
- 協働事業等提案者と担当課で話し合われた協働事業等提案について、協働事業提案者ならびに担当課職員の両者から報告していただきます。
- 報告された協働事業等提案について、会場の参加者からご意見をいただくとともに、よりよい協働事業に向けて、情報を交換し共有する場となります。
- 発表の方法は、原則自由です。
それぞれの想いが伝わりやすい方法でお願いをします。
ただし、発表時間は全体進行の都合により、**1提案7分以内（予定）**とさせていただきます。
発表方法についてのご相談は市民活動課でお受けします。
- 提案者および担当課の職員は必ずこの意見交換会に参加をしていただきます。

14. 検討のポイント

○協働事業等提案の検討にあたっては、以下のポイントに基づき行うこととなります。

検討項目	検討のポイント
協働による効果	提案者と市との役割分担が適切であり、協働による効果が期待できるかどうか。
提案内容の妥当性	提案内容は、地域や社会の課題解決につながり、市民サービスの向上が期待できるか。
提案内容の実現性	提案内容の事業計画や収支予算、実施スケジュールが実現可能か。
市民活動の特性	提案内容は、市民活動の先駆性や専門性を活かしているか。
提案内容の実施能力	提案者は、提案内容を実施する能力を有しているか。

15. 検討結果のお知らせ

○協働事業として採択の決定を行ったときは、提案者に対して協働事業採択決定通知書（様式第5号）により通知をします。また、残念ながら不採択となった提案に対しても提案者に通知（様式第6号）をします。

○協働事業の決定に伴い、提案内容の検討結果については検討結果報告会を開催し、提案者に対して説明を行います。

16. 事業期間

- 協働事業は3年を限度とし、1年ごとに見直しを行います。
- 3年を超えて協働事業を継続して提案する場合には、事業開始後3年目を迎えた年度に行われる協働事業等提案発表会及び協働事業等提案意見交換会への参加が必要となります。
- また、事業に大きな変更があった場合は、その翌年度に開催される協働事業等提案発表会及び協働事業等提案意見交換会に参加をしていただきます。

17. 協定書の締結

- 協働事業の実施にあたり、協働の原則に基づき、提案者と市長の間で協働事業に関する目的や事業内容、役割分担等を定めた協定書を締結していただきます。
- 協働事業の協定書は、基本的な協定書と負担金協定書となります。基本的な協定書は、最長3年までの更新が可能な締結となります。負担金協定書は、市から支出する負担金額を明記し、単年度ごとの締結とします。

18. 協働事業の実施

- 協定書に基づき協働事業を実施することになりますが、協働事業をより効果的に実施するために、提案者と担当課は、事業の進ちょく状況等についての対話を通してお互いの信頼関係を築くことが大切です。そのためには、定期的な協議の場を設定するとともに、必要に応じて市民活動課を交えた協議を行います。

19. 協働事業報告会

- 協働事業報告会は、1年間の取組状況の振り返りを行い、事業の成果や協働の成果・課題等を確認するとともに、多くの市民に協働事業を伝え、情報交換・情報共有を行い、共育の場とすることを目的に開催します。
- 協働事業報告会の開催にあたり、事前に1年間の取組状況をまとめた「振り返りシート」を作成していただきます。
- 提案者および担当課の職員は必ずこの報告会に参加をしていただきます。

20. 協働事業等提案 Q&A

Q1：協働事業とは？

A1：市民等、事業者及び市が、お互いの提案に基づいて協力して実施する社会に貢献する事業のことです。

Q2：どんなことが提案できるの？

A2：地域で起きているさまざまな問題に取り組みたい、という皆さんの想いを育てるための制度ですので、提案の分野や規模についての制限はありません。新たな事業の提案だけでなく、すでに市が行っている事業に関連する提案も可能です。

ただし、営利目的の提案や市への一方的な要望等は提案にふさわしくありません。

Q3：大和市の役割分担は？

A3：事業を行う上での経費の負担だけでなく、広報・PRをはじめ、情報提供や場の提供、関係機関との連絡調整などが考えられます。ただし、制度的な制約等もあることから、具体的な役割分担については、お互いの信頼関係に基づき対話の中で協議をしていくことになります。

Q4：収入が見込まれる事業については対象となるのか？

A4：公益的・社会貢献的事业であれば、収入が見込まれる事業についても対象となりますが、営利目的は対象外となるため、その収入を必要経費に充てることが前提となります。提案にあたり事前に市民活動課に相談してください。

協働事業等提案制度

(平成22年度“公開の場”の様子)

協働事業等提案発表会 (平成22年6月13日)



想いを集めた情報共有タイムのひとコマ。



これから提案発表会が始まります。



心強いサポーターとなる協働推進会議委員の面々。

協働事業等提案意見交換会 (平成22年7月10日)



調整結果を提案者と担当課で仲良く報告します。



参加者全員で“意見交換ボード”に意見を貼ります。



これから想いを確認し、共有する意見交換会が始まります。

協働事業等提案検討結果報告会 (平成22年8月26日)



大木哲市長から、検討結果の報告が行われました。



よりよい市民活動の推進に向けた“共育”の場です。



協働事業の実施に向けて熱い想いが集まりました。

21. 協働事業等提案申請書類(記入例)

(様式第1号の1)

市民提案型協働事業提案書

提出日を記入してください。

<p>大和市長あて</p> <p>事業の担当者の氏名および連絡が取れる連絡先(電話・メール等)を記入してください。</p> <p>住所 提案者 団体名 氏名 (担当者名・連絡先)</p> <p>平成23年〇月〇日</p> <p>団体で提案される場合は「団体名」、個人で提案される場合は「氏名」を記入してください。</p>	
1. 提案事業名	〇〇〇〇〇〇〇〇事業
2. 現状の課題	どのような課題を改善したいのか。地域に存在する具体的な課題を記入してください。
3. 事業の目的と事業内容	課題解決のために、どのような方法、スケジュール・実施体制で協働事業を展開していくのかを具体的に記入してください。
4. 事業の期間	課題解決に向けて、想定する事業期間をご記入ください。
5. 協働の効果	課題解決のために、なぜ市との協働が必要なのか、また、協働することにより想定される効果についてご記入ください。
6. 役割分担	(提案者の役割) 提案者の特性や能力等を基に、協働事業を行う上で、提案者が担う役割をご記入ください。
	(市の役割・担当課) 市に期待する役割と協働事業をいっしょに取り組みたい市の担当課(複数可)をご記入ください。

(様式第1号の2)

協働事業収支予算書

協働事業を行う上で必要となる経費を記入してください。※経費がかからない場合は提出不要です。

提案事業名	○○○○○○○○事業
提案者	

団体に提案される場合は「団体名」、個人で提案される場合は「氏名」を記入してください。

収入の部

区分	見積額(単位:円)	積算根拠(数量、単価等)
会費収入	○○○○円	収入の部は、「会費収入」「事業収入」「寄付金収入」「補助金収入」という区分が一般的です。
事業収入	○○○○円	
寄付金	○○○○円	
市負担金	○○○○円	市に負担金を求める場合は、どのように使用するかを詳しく説明していただきます。
収入合計額	○○○○円	

支出の部

区分	見積額(単位:円)	積算根拠(数量、単価等)
謝金	○○○○円	支出については、「謝金」「消耗品費」「印刷製本費」等、区分ごとに積算根拠も記入してください。
消耗品費	○○○○円	
印刷製本費	○○○○円	
会議費	○○○○円	
通信費	○○○○円	
支出合計額	○○○○円	

行政提案型協働事業提案書

提出日を記入してください。

平成23年〇月〇日

大和市長あて

事業の担当者の氏名および連絡が取れる連絡先(電話・メール等)を記入してください。

住所
提案者 団体名
氏名
(担当者名・連絡先)

団体に提案される場合は「団体名」、個人で提案される場合は「氏名」を記入してください。

1. 提案事業名	〇〇〇〇〇〇〇事業
2. 事業の内容	課題解決のために、どのような方法、スケジュール・実施体制で協働事業を展開していくのかを具体的に記入してください。
3. 協働の効果	市との協働により、どのように課題が解決されるのか、また、市が単独で行うよりもどのような点で優れているのかをご記入ください。
4. 役割分担	(提案者の役割) 提案者の特性や能力等を基に、協働事業を行う上で、提案者が担う役割をご記入ください。
	(市の役割) 市に期待する役割をご記入ください。

(様式第2号の2)

協働事業収支予算書

協働事業を行う上で必要となる経費を記入してください。※経費がかからない場合は提出不要です。

提案事業名	○○○○○○○○事業
提案者	

団体に提案される場合は「団体名」、個人で提案される場合は「氏名」を記入してください。

収入の部

区分	見積額(単位:円)	積算根拠(数量、単価等)
会費収入	○○○○円	収入の部は、「会費収入」「事業収入」「寄付金収入」「補助金収入」という区分が一般的です。
事業収入	○○○○円	
寄付金	○○○○円	
市負担金	○○○○円	市に負担金を求める場合は、どのように使用するかを詳しく説明していただきます。
収入合計額	○○○○円	

支出の部

区分	見積額(単位:円)	積算根拠(数量、単価等)
謝金	○○○○円	支出については、「謝金」「消耗品費」「印刷製本費」等、区分ごとに積算根拠も記入してください。
消耗品費	○○○○円	
印刷製本費	○○○○円	
会議費	○○○○円	
通信費	○○○○円	
支出合計額	○○○○円	

行政提案応募型協働事業提案書

提出日を記入してください。

平成23年〇月〇日

大和市長あて

事業の担当者の氏名および連絡が取れる連絡先(電話・メール等)を記入してください。

住所
提案者 団体名
氏名
(担当者名・連絡先)

団体に提案される場合は「団体名」、個人で提案される場合は「氏名」を記入してください。

1. 応募事業

※ 該当する事業に1つチェックしてください。

- 1. ○○○○○事業 (○○○○課)
- 2. ×××××事業 (××××課)
- 3. △△△△△事業 (△△△△課)
- 4.
- 5.

行政から提案された協働事業企画書を十分にご検討いただき、該当する事業にチェックをお願いします。

2. 応募の目的

行政が提案する課題に共感するのはどんなところか、どのように課題を改善していくのがよいと思うのか等、この事業に応募した動機や事業を行う上での目標などがあれば記入してください。

3. 役割分担

(提案者の役割)

提案者の特性や能力等を基に、協働事業を行う上で、提案者が担う役割をご記入ください。

(市の役割)

市に期待する役割をご記入ください。

(様式第4号)

新しい公共の創造に関する市の施策や計画等に関する意見提案書

<p>提出日を記入してください。</p> <p>平成23年〇月〇日</p> <p>大和市長あて</p> <p>事業の担当者の氏名および連絡が取れる連絡先(電話・メール等)を記入してください。</p> <p>住所 提案者 団体名 氏名 (担当者名・連絡先)</p> <p>団体で提案される場合は「団体名」、個人で提案される場合は「氏名」を記入してください。</p>	
<p>1. 該当する新しい公共を創造する市の施策や計画等</p> <p>※ 具体的に記入願います。</p>	<p>協働事業提案制度や協働事業の実施など、該当する施策や計画等をご記入ください。</p>
<p>2. 提案内容</p> <p>※ 具体的に記入願います。</p>	<p>該当する施策や計画等に対する意見提案の内容や、その解決に向けたアイデアなどをご記入ください。</p>
<p>3. 提案の理由</p>	<p>なぜそのような提案を思いついたのかをご記入ください。また、新しい公共の創造に関する市の施策や計画等の問題点があればご記入ください。</p>

(資料)参考様式

(様式第5号)

年 月 日

住所
提案者 団体名
氏名 様

大和市長 大 木 哲

協働事業採択決定通知書

貴 方から提案のあった下記事業について、協働事業等提案応募要領の規定により通知します。

記

提案事業の名称	
---------	--

(様式第6号)

年 月 日

住所
提案者 団体名
氏名 様

大和市長 大木 哲

協働事業不採択通知書

貴 から提案のあった下記事業について検討した結果、残念ながら不採択とさせていただきますので、協働事業等提案応募要領の規定により通知します。

記

提案事業の名称	
不採択の理由	

22. 現在、活動している協働事業一覧（実施採択を受けた提案）

○ 平成22年度提案事業

	事業名	事業提案者	市担当課
1	プレママ・パパ チャレンジ離乳食教室	栄養サポートやまと	こども総務課
2	障がい者と地域住民とのふれあい体験活動を通じた共助・共生社会の実現を目指す事業	特定非営利活動法人 大和市腎友会	指導室／危機管理課／消防本署管理課／健康福祉総務課

○ 平成21年度提案事業

	事業名	事業提案者	市担当課
3	西鶴間・上草柳に乗合バスを走らせよう！	のりあい運行委員会	街づくり総務課
4	生活に役立つ日本語の読み書きを学ぶ「つるま読み書きの部屋」	特定非営利活動法人 かながわ難民定住援助協会	国際・男女共同参画課
5	「大和フィルムコミッション」の立上げ・運営	大和フィルムコミッション準備会	イベント観光課
6	ドッグラン管理運営事業	結の会	みどり公園課
7	移動制約者の外出介助サービス事業	特定非営利活動法人ワークーズ・コレクティブ ケアびーくる	障がい福祉課
8	身体障害者、高齢者の通院・外出支援サービス事業	特定非営利活動法人 大和市腎友会	障がい福祉課
9	移動制約者の外出介助サービス事業	特定非営利活動法人 たんぽぽ	障がい福祉課
10	地域と学校の連携による大和市渋谷中学校学校開放事業	渋谷きんりん未来の会	生涯学習センター
11	子育て家庭サポート事業	特定非営利活動法人ワークーズ・コレクティブ チャイルドケア	保育家庭課
12	はぐくねっと	特定非営利活動法人 地域家族 しんちゃんハウス	こども総務課
13	緑野青空子ども広場ツリーガーデン管理運営事業	緑野青空子ども広場ツリーガーデン運営委員会	こども・青少年課
14	みんなでつくろう安心のまち事業	特定非営利活動法人日本ガーディアン・エンジェルズ神奈川本部 大和支部／大和女性防犯会	生活あんしん課

○大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例

平成 14 年 6 月 28 日

条例第 20 号

私たちのまち大和市には、子ども、大人、障害のある人、外国籍の人などを含め多くの市民が暮しています。市外からの通勤や通学などによる広い意味での市民もいます。

そこには、市民の数だけ多様な「私」がいて、多様な価値観があります。大和市は、それらを互いに受け止め、認めあえる、誰もが自由で健やかに過ごせる地域社会でありたいものです。

一人ひとりの暮らしの中には、「私」だけの問題からみんなの問題へと、「公共」の領域へ拡^{ひろ}がっていくものがあります。そのような問題を、私たちは長い間、行政だけに委^ゆだねてきました。その反省から、この 10 数年、福祉や環境、教育、国際交流など「公共」の領域に参加する市民や市民団体が急速に増えてきました。事業者も、地域に役立つ活動や市民との連携に目を向け始めています。

行政により担われていた「公共」に、市民や市民団体、そして事業者も参加する時代が来ています。「私」を大切にするために様々な選択肢があることが普通のことになってきました。

このように、多様な価値観に基づいて創出され、共に担う「公共」を、私たちは「新しい公共」と呼びます。

市民、市民団体、事業者それぞれが所有する時間や知恵、資金、場所、情報などを出しあい、社会に開けば、それはみんなのもの「社会資源」になります。行政も自ら資源を開き、「社会資源」の形成に参加することが求められます。市民、市民団体、事業者にとって、「社会資源」は「新しい公共」に参加する活動の源であり、未来を生み出す糧となるのです。

この条例は、市民、市民団体、事業者そして行政が自らの権利と責任のもとに対等な立場で協働し、「新しい公共」を創造するための理念と制度を定めるものです。

私たちはこの条例による制度を活用し、多くの市民、市民団体、事業者の参加により、一人ひとりの「私」を大切にしながら、共に育ちあえる、みんなが共生するまち大和市を実現していきます。

(目的)

第 1 条 この条例は、市民、市民団体、事業者及び市の協働により、新しい公共を創造するための基本理念及び基本的事項を定め、もって多様な価値観を認めあう豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新しい公共 市民、市民団体、事業者及び市が協働して創出し、共に担う公共をいう。
- (2) 市民活動 市民、市民団体及び事業者が行う自主的な活動で、次のいずれにも該当するものをいう。ただし、宗教及び政治に関する活動を主たる目的とするもの並びに選挙に関する活動を目的とするものを除く。

ア 新しい公共に参加する意思のある活動

イ 多様な価値観を認めあう活動

ウ 営利を目的としない活動

- (3) 市民団体 市民活動を継続的に行う非営利団体をいう。
- (4) 市民等 新しい公共に参加する意思のある市民及び市民団体をいう。
- (5) 事業者 営利を目的とする事業を行う個人又は法人で、新しい公共に参加する意思のある者をいう。
- (6) 社会資源 情報、人材、場所、資金、知恵、技等の市民活動を推進するために必要な資源をいう。
- (7) 市民事業 市民等及び事業者が行う社会に貢献する自由で継続的な市民活動をいう。
- (8) 協働事業 市民等、事業者及び市が、お互いの提案に基づいて協力して実施する社会に貢献する事業をいう。

(基本理念)

第3条 市民等、事業者及び市は、相互理解を深めながら対等の関係で協力・連携し、新しい公共の創造に貢献する(以下このことを「協働の原則」という。)

2 市民等、事業者及び市は、協働の原則に基づいて市民活動を推進する。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、その自主性及び自己の責任に基づいて、新しい公共を創造するための活動を行う。

2 市民団体は、その活動に伴う社会的責任を自覚するとともに、開かれた運営を行い、当該活動への市民の理解及び参加の促進に努める。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、新しい公共の創造に関する理解を深めて、積極的に社会資源の提供に努めるとともに、その社会的責任に基づいて市民活動を推進する。

(市の役割)

第6条 市は、市民活動を推進するための総合的な施策を実施し、市民等及び事業者が新しい公共を創造するための環境づくりを行う。

2 市は、市民等との協議のもとに、市民活動を推進するために必要な情報の公開を徹底し、継続的な自己改革を進める。

3 市は、市の施策や計画等の策定に当たり、早い段階からの市民参加を促進する。

(相互の信頼関係)

第7条 市民等、事業者及び市は、お互いの信頼関係を育^はく^くむために、協働の原則に基づいて、対話し、交流し、学びあう。

(社会資源の活用等)

第8条 市民等、事業者及び市は、それぞれが社会資源を活用し、創出し、提供する。

2 市民等、事業者及び市は、前項の社会資源の活用等を進めるために、自発的な意思表示が可能な場や機会の充実に努める。

(協働の拠点)

第9条 市民等、事業者及び市は、協働の原則に基づき、それぞれの役割分担に応じて、社会資源の充実を図るための協働の拠点(以下「協働の拠点」という。)を設置し、その充実に努める。

2 協働の拠点は、原則として市民等がその運営を担う。

(市の施策)

第10条 市は、協働の原則に基づいて次に掲げる施策を推進する。

- (1) 新しい公共の創造に関する市の施策の体系化を進めること。
- (2) 施策の実施に当たり市民等との協働を進めること。
- (3) 市職員に対して新しい公共の創造に関する啓発や研修等を行うこと。
- (4) 協働の拠点が機能するよう、必要とする市の社会資源を提供すること。
- (5) この条例に基づく施策の実施状況について公表すること。
- (6) 前号に定めるもののほか、行政評価の結果及び施策の実施状況に関する行政情報を公開すること。

(市民事業)

第11条 市民等及び事業者は、誰もが生き生きと暮らせる地域づくりのために、自主的に市民事業を行う。

2 市民事業を行うに当たり市民等及び事業者は、前項の目的達成のため

の交流や市との連携を望む場合に、その自主性に基づいて市長に届け出ることができる。

- 3 市民等、事業者及び市は、社会資源を必要とする市民事業に対して、それぞれの役割分担に応じて社会資源を提供するよう努める。

(協働事業)

第 12 条 市民等、事業者及び市は、協働の原則に基づいて協働事業を行うことができる。

- 2 協働事業の実施に当たっては、市民等、事業者及び市長の間で当該事業に関する基本的事項を定めた協定を締結する。
- 3 協働事業を行おうとする市民等及び事業者は、市長に登録する。
- 4 前項の規定により行った登録は、市長が規則で定めるところにより取り消すことができる。
- 5 協働事業の内容等については、協働の原則に基づいて別に定める。

(市の施策や計画等への提案)

第 13 条 市民等は、新しい公共の創造に関する市の施策や計画等に関する意見又は協働事業について、市長へ提案できる。

- 2 市長は、前項の規定による提案があった場合は、その内容を検討し、当該提案をした市民等に対し、検討の結果について説明するものとする。ただし、協働事業の提案については、大和市附属機関の設置に関する条例（昭和 33 年大和町条例第 9 号）の規定に基づき設置された大和市協働推進会議の意見を聴かなければならない。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年条例第 26 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(大和市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

- 2 大和市附属機関の設置に関する条例（昭和 33 年大和町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

大和市協働推進会議	大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例（平成 14 年大和市条例第 20 号）第 13 条第 1 項の規定による協働事業の提案につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。	7 以内
-----------	--	------

（大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年大和市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 56 号を第 57 号とし、第 19 号から第 55 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 18 号の次に次の 1 号を加える。

（19）協働推進会議の委員

第 2 条第 1 項中「第 55 号」を「第 56 号」に改め、同条第 2 項中「前条第 56 号」を「前条第 57 号」に改める。

別表中第 55 号を第 56 号とし、第 19 号から第 54 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 18 号の次に次のように加える。

19	協働推進会議の委員	日額	8,900
----	-----------	----	-------



あの手この手で考えて あの手この手で解決しよう！



協働事業等提案制度についてのお問い合わせ・ご相談は

大和市 市民活動課

〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1

電話 046(260)5103

FAX 046(260)5138

ホームページ

<http://www.city.yamato.lg.jp/web/katudo/shien-top.html>

大和市民活動センター（拠点やまと）

〒242-0021 大和市中心1-5-1

電話 046(260)2586

FAX 046(205)5788

ホームページ

<http://kyodounokyoten.com/>

